

平成22年第4回士別市議会定例会会議録(第5号)

平成22年12月17日(金曜日)

午前10時00分開議

午前10時51分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 議案第108号 士別市男女共同参画推進条例の制定について

日程第 2 議案第109号 士別市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について

日程第 3 議案第110号 士別市開業医誘致条例の制定について

日程第 4 議案第111号 士別市環境基本条例の制定について

日程第 5 議案第112号 士別市公の施設の指定管理者の指定について

日程第 6 議案第113号 平成22年度士別市一般会計補正予算(第11号)

日程第 7 意見書案第36号 米価下落に歯どめをかける対策を求める意見書について

意見書案第37号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書について

意見書案第38号 看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心な医療や介護を求める意見書について

意見書案第39号 免税軽油制度の存続を求める意見書について

意見書案第40号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書について

意見書案第41号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書について

日程第 8 調査第 9号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について

日程第 9 議会改革検討特別委員会の閉会中継続審査について

日程第10 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第11 議案第114号 議員の派遣について

閉会宣告

出席議員(19名)

2番 十河剛志君

3番 松ヶ平哲幸君

4番 渡辺英次君

5番 丹正臣君

6番 粥川章君

7番 出合孝司君

8番 伊藤隆雄君

9番 谷口隆徳君

10番	国 忠 崇 史 君	11番	小 池 浩 美 君
12番	山 田 道 行 君	13番	井 上 久 嗣 君
14番	岡 崎 治 夫 君	15番	田 宮 正 秋 君
16番	神 田 壽 昭 君	17番	菅 原 清一郎 君
18番	斉 藤 昇 君	19番	岡 田 久 俊 君
議 長 20番	山 居 忠 彰 君		
欠席議員(1名)			
副議長 1番	遠 山 昭 二 君		

出席説明員

市 長	牧 野 勇 司 君	副 市 長	相 山 佳 則 君
副 市 長	城 守 正 廣 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴 木 久 典 君
市 民 部 長	有 馬 芳 孝 君	保健福祉部長	織 田 勝 君
経 済 部 長	伊 藤 暁 君	建設水道部長	土 岐 浩 二 君
朝日総合支所長	川 越 一 男 君		

市立病院局長 吉 田 博 行 君

教 育 委 員 会 長	尾 崎 学 君	教 育 委 員 会 長	安 川 登 志 男 君
-------------	---------	-------------	-------------

教 育 委 員 会 長  
生涯学習部 石 川 誠 君

農 業 委 員 会 長	松 川 英 一 君	農 業 委 員 会 長	山 本 良 文 君
-------------	-----------	-------------	-----------

監 査 委 員	三 原 紘 隆 君	監 査 委 員 会 長	岡 強 志 君
---------	-----------	-------------	---------

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	藤 田 功 君	議 会 事 務 局 長	小ヶ島 清 一 君
議 会 事 務 局 主 査	東 川 晃 宏 君	議 会 事 務 局 主 査	御代田 知 香 君

議 会 事 務 局  
總 務 課 主 事 岡 村 慎 哉 君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。1番 遠山昭二副議長から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第108号 土別市男女共同参画推進条例の制定について

議案第109号 土別市私法上の債権の放棄に関する条例の制定について

議案第110号 土別市開業医誘致条例の制定について

議案第111号 土別市環境基本条例の制定について

議案第112号 土別市公の施設の指定管理者の指定について

議案第113号 平成22年度土別市一般会計補正予算(第11号)

諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第36号 米価下落に歯どめをかける対策を求める意見書について

意見書案第37号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書について

意見書案第38号 看護師等の大幅増員と夜勤改善で安全・安心な医療や介護を求める意見書について

意見書案第39号 免税軽油制度の存続を求める意見書について

意見書案第40号 子ども手当財源の地方負担に反対する意見書について

意見書案第41号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書について

3. 常任委員会から送付された申し出は次のとおりである。

調査第 9号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について

4. 議会改革検討特別委員会から送付された申し出は次のとおりである。

議会改革検討特別委員会の閉会中継続審査について

5. 議員から送付された議案は次のとおりである。

議案第114号 議員の派遣について

6. 本会議に出席する説明員を次のとおり追加する。

地域振興課主幹 加藤 浩美

以上報告する。

平成22年12月17日

士別市議会議長 山居 忠 彰

議長（山居忠彰君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第108号 士別市男女共同参画推進条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第108号 士別市男女共同参画推進条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、すべての人の人権が尊重され、あらゆる形態の暴力が根絶されるとともに、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任をともに分かち合うことができる男女共同参画社会を市民との協働により実現するために制定をいたそうとするものであります。

主な内容につきましては、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画など5項目から成る基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにし、更に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための市の基本的な施策について必要な事項を定めるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第108号については、会議規則第36条の規定により、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第2、議案第109号 士別市民法上の債権の放棄に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第109号 土別市私法上の債権の放棄に関する条例について、その概要を御説明申し上げます。

従来、市の債権については、地方自治法第236条の規定に基づき時効完成後に不納欠損処理し、その後においては市と債務者の間に債権・債務の関係は存在しないところでありましたが、平成15年最高裁判所において、市の債権にあっても、私人と同等の関係により生じた債権については民法が適用される判決がなされたところであります。

これにより、本市の水道料金、病院診療費などは民法が適用され、時効完成後、現に徴収の見込みがない場合においても、債務者本人から援用の申し立てあるいは市が債権を放棄しない限り債権が永久に存在することになったところであります。本市の未収金の状況を考慮したとき、徴収不可能な債権を管理していくことは業務遂行上非効率と判断し、1件当たり50万円以下の債権については議会の議決を得ることなく放棄できるよう、地方自治法第96条第1項第10号の規定により本条例を制定いたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第109号については、会議規則第36条の規定により、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第3、議案第110号 土別市開業医誘致条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第110号 土別市開業医誘致条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

本市の医療は、市立病院を中心として、開業医及び市立診療所においてその役割を担っているところではありますが、今日的な医師の都市部への集中などに伴う地方の医師不足は本市においても同様の状況にあり、加えて、現在開業されている医師において高齢となっている方もおられますことから、今後、開業医の減少が懸念されているところであります。

このことから、本市において新たに診療所等の開設などを行う開業医に対し、その開設等に要する費用の一部を助成し誘致を推進することで地域医療体制の安定・拡大を図り、もって市

民の健康と福祉の増進に寄与することを目的として本条例を制定するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第110号については、会議規則第36条の規定により、民生福祉常任委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第110号は、民生福祉常任委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第4、議案第111号 土別市環境基本条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第111号 土別市環境基本条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

本条例は、地球温暖化を初めとする環境問題に対し適切に対処し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会をつくり上げることがを目的に、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、制定いたそうとするものであります。

主な内容につきましては、本市の豊かで美しく良好な環境の保全及び創造について基本理念を定めること、市、事業者及び市民等の環境保全等に関する責務を明らかにすること、更には、環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための市の基本となる施策について必要な事項を定めるものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第111号については、会議規則第36条の規定により、民生福祉常任委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第111号は民生福祉常任委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることに決定

いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第5、議案第112号 土別市公の施設の指定管理者の指定についてを議題に供します。

ここで、地方自治法第117条の規定により、菅原清一郎議員の退席を求めます。

（菅原清一郎君退席）

議長（山居忠彰君） それでは、提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第112号 土別市公の施設の指定管理者の指定について、その概要を御説明申し上げます。

明年4月1日から供用開始となります土別市朝日地域交流センターの指定管理者の候補者選定については、本年11月5日に朝日商工会から、指定管理者指定申請書及び管理運営に係る事業計画など関係書類が提出され、それら申請に基づき11月22日に指定管理者審査委員会を開催し、審査をいたしたところであります。

その結果、朝日地域交流センターについては、平成23年4月1日から26年3月31日までの間、朝日商工会を指定管理者に指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池浩美議員。

11番（小池浩美君） 1つだけお聞きしたいと思います。

今回、朝日商工会を指定管理者にしたということで、まず1つは、公募をしないで決めております。そこで、この選定の仕方なんですけれども、公募をしないで最初から朝日商工会ということで朝日商工会を選定したというふうに考えられるのですけれども、当初この施設は、改築される準備段階、計画の段階の話では、商工会はやらないよというような話も聞いたりしておりましたが、この商工会に至った理由ですね、それを納得のいくように説明していただきたいのです。

それで、商工会から上がってきた事業計画の中身、この施設と似たような類似施設の管理運営実績はあるかというような項目では、全くないというように事業計画の中には書いてあるのですけれども、こういうふうに経験も何も無いのに商工会に決めたということ。これからもこういうふうにどんどん指定管理者を選定するケースは増えると思うので、この際、選定するときの市民が納得するような理由、そこら辺のところをはっきりとさせておいていただきたいと思いますので、今回、この商工会に決めた理由をわかりやすく説明していただきたいと思ます。

議長（山居忠彰君） 川越朝日総合支所長。

朝日総合支所長（川越一男君） それでは、私のほうから商工会を指定管理者の候補として選定

した理由について御答弁したいと思います。

市といたしましては、朝日商工会が朝日地区内に68名の会員を有しておりまして、地区の経済振興の中核をなしているということと、地区事情にも当然精通しているということもございます。そして、観光振興事業であるとか地域振興事業にも当然力を注いでいただいております。ということで、地域の活力を活用して地域交流センターの管理運営を効果的かつ効率的に行うことが可能であり、事業効果が期待できる団体であるという観点から、土別市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に規定する公共団体に該当し、公募によらない指定管理の候補予定者として協議を進めてきたところでございます。

また、朝日商工会が朝日地区の経済活性化を担うべき団体であり、施設が購入する食材等を地元商店等から購入しているというようなことなどもありまして、地区内購買によりまして商店の育成・振興を図るということもございまして選定をいたしましたところでございます。

それで、議員が申されましたとおり、朝日商工会は当初はちょっと受けるのは無理であるという御意見も実はあったところでございまして、それで、公募あるいは公募以外の方法ということで両面で一応私どもとしては考えていたところでございますけれども、その後、商工会ともいろいろ協議をいたしました結果、この指定管理者を受けるといってお話が後日ございましたので、それで公共的団体ということで、公募によらない方法でということで指定管理者を選定したということでございます。

以上です。

議長（山居忠彰君） 小池議員。

11番（小池浩美君） それで、このような類似施設の管理運営実績がないということには全然不安はなかったのでしょうか。

議長（山居忠彰君） 川村地域振興課長。

地域振興課長（川村慶輔君） 御答弁申し上げます。

確かに、こういった宿泊等の施設の実績はございませんでしたけれども、基本的に、今、山村研修センター等で働いている従業員を継続して雇用するという考え方がございますので、そういったノウハウを持っている従業員を採用するという中で、実績はございませんけれども、そういうノウハウを生かしながら施設の運営管理ができるものという判断の中で選定したところでございます。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言はございませんか。斉藤 昇議員。

18番（斉藤 昇君） 朝日商工会の会長は菅原議員であり、今度の指定管理者の契約も菅原議員がなって、そして、今議長から当初、提案の前にお話があったのは、地方自治法第117条の規定に基づいて菅原議員を除外させる、こういう措置が講じられたのだけれども、この117条の関係、結局は、議員でありながらそういう指定管理者の問題に、全然議論に参画ができない、こういう事態を招くということは、一面では議員の発言する、審議をする権利を奪うことにもなると思うのだけれども、その点はどういうふうに検討されて今度この菅原会長との契約に至

ったのか、この際、承っておきたいと思います。

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今のは兼業禁止の係に絡んだお話だというふうに思います。これは、さきの決算委員会でも小池議員のほうから御質問をいただきまして一定の答弁をさせていただいておりますけれども、この指定管理については行政処分的一种ということで、地方自治法で言う兼業禁止の規定というのは適用されないということになります。

それで、今回、長あるいは議員本人が、あるいはその親族が経営に携わっている会社、あるいは代表を務める団体、これらとの指定管理をすることは、これはできるという判断の中で商工会の選定を進めてまいりました。

それで、先ほどの答弁ともちょっと絡みますけれども、今回、公募によらないということがあります。これは、指定管理は基本的には公募の取り扱いでやらなければならないという、競争過程を経るということがありますけれども、本市の指定管理の条例の中でも設置目的に、効果的あるいは効率的に運営が行われる、それから地域の活性化に結びつく、あるいは市の出資団体、公共的団体、こういったものについては、公募によらないで選定ができるということがありますので、それらに基づいて一番適切な団体ということで選定委員会の中でも選定をさせていただいたということでもあります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） そういうことを聞いているのではないんです。私は、議員たる者は何なんだと。市政全般にわたって、正々堂々と委員会でも本会議でも発言ができるはずなんです。だけど、117条の規定に基づいて、自己に関係あることですから除斥は当然であります。そういう活動の場や発言の場を議員から奪うというようなことをなぜしなければならないのか。指定管理者の関係で言えば、法律には抵触していなくて議員が入っていてもいいからやったのだと。だけど、一方では、今私が申し上げました議員としての発言をできなくするような、除斥されるようなことをなぜあえてしなければならないのかという、ここのところが問題なんです。

それで、もしこれが今度、予算や決算のときになったらどうなるのですか。これもこの問題については一切発言ができないと、こういうふうになるのでしょうか。いかがなんでしょうか。

議長（山居忠彰君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 予算の関係については117条の項目は適用されないで、除斥の対象にはならないということになります。

以上です。

（「発言ができるのかということを知りたいんです」の声あり）

議長（山居忠彰君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 予算に関しては発言もできるということになります。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 予算についての発言もできるというのであれば、この単価はどうかとか、ここのところはこんな問題ではないとか、そういうことが、自分が契約を結んでいて、この本会議場であるいは委員会でそういうことがやれるということなんですか。正確に教えてください。

議長（山居忠彰君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） この除斥の関係については、予算に関連するものについては除斥の対象にはならないということで、今回は指定管理をすること、これについての議案ということで除斥の対象になるということであります。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） 例えば、今、議会の基本条例をつくらうとしておりますけれども、全国の市議会、市町村議会の中でも、議員に関する倫理条例というのが結構今つくられているのです。この倫理条例においては、議員の倫理としてこういうものに参画はしないという、そういう条例がつけられているのだけれども、この倫理条例がそういうふうにつくられた場合はどういふふうになると判断するのでしょうか。

議長（山居忠彰君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） 指定管理については、そういうことで今のところは議員が代表を務める会社なんか指定管理を受けられるということになりますけれども、今お話しのように、指定管理をしていく際にも、やはり公明、それから公正に事業が運営されるということでの大きな目的があるということで、最近ほかの市町村等や議会においてもそういった倫理条例というのが設けられてきております。この倫理条例が設けられますと、そういった団体の長も含めて、議員はつくことができないということになりますので、そういった場合は、この指定管理の中にそういった方々が代表になっているケースというのはなくなるというふうに思っています。

以上です。

議長（山居忠彰君） 斉藤議員。

18番（斉藤 昇君） これは3年間の契約になるわけですね。そうしますと、この3年間のうちに議会の基本条例ができ、あるいはまた倫理条例がつけられる、そういうふうになったときに、その条例がそのときから施行するというふうになった場合に、この契約は解除されなければならない、こういうふうに判断していいのですか。

議長（山居忠彰君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君） この条例が制定された場合にですね、現行、指定管理をしている団体の扱いということになるかと思います。条例が制定されるということは、制定された後、速やかに施行されるということが基本になります。しかしながら、本市のように小さい町等では

議員さんがそういった団体の長を兼ねるといったケースも多々あるかというふうに思います。現に指定管理を行っている団体等でもそういったケースもあるかというふうに思っております。

これらを勘案しますと、例えば方法としては、施行月日をいつにするか、あるいは附則等で今指定管理を行っている団体の取り扱いをどうするか、こういった方法もあるかとは思いますが、基本的には、この条例が施行されると同時にそういった課題の解消というものはやっていかなければならないということで考えております。

以上です。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 私は、地元でそういう団体がないから、それから指定管理者に議員が加わっても何でもないのだからということだけをとりまえて、こういう措置をすべきではないと。やはり今、議員の倫理なんかも問われているところだし、倫理条例も私もつくらなければならないと思っているわけです。だから、そういうことを見越して行政に携わる者はやっていかなければならない、そういうことも十分に研究されてやっていかなければならないというふうに思うのだけれども、この点は市長はどう思いますか、市長も翠月のいわば社長として、そして、指定管理者を翠月の社長と土別市の市長とで結んでいるわけですね。市長という特別職の場合は、これはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

それから、私が今まで総務部長と議論してきましたけれども、このことについてどう判断されるでしょう。この際、市長の考え方も承っておきたいと思うのです。

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君） この問題につきましては、先ほど申し上げたとおり、決算委員会でもいろいろ議論になった問題であります。そのときに私も感じたのでありますけれども、私も加工センターの社長と翠月の社長ということで、御指摘のとおり、市長が社長を行うこと自体いかなものかという、その関連もございます。

ただ、市が100%出資しているという、そういったような会社であるということも含めて、あと例えば加工センターなんかについても、地元産業の活性化も含めてやっていかなければならないという、そういう責任の立場もございまして、開設当初から社長ということで就任をしてやらせていただいているのであります。次期に向けては、どういう対応が好ましいのかということを含めて、これはしっかり私の立場も明らかにしながら判断をしていきたいと思っております。

それと、今回の議員が会長を務めているところで指定管理という問題なんでありますけれども、正直申し上げて、この議場の中にもこういう関係者がいるわけでありまして、やはりまちでは、それぞれ議員という立場でありながら商工会なり建設業界のいろんな代表を務めているという、そういう関連している方もいるわけでありまして、そういう意味では、例えばこの指定管理については除外ということになったわけでありまして、しかしながら予算・決算にお

いても、みずからの関連する仕事に関するものについては発言を慎むというのは、これは議員として至極当然のことではないのかなというふうに私は判断している次第であります。

それともう一点は、朝日というそういった特殊事情を含めて、この施設については、朝日商工会を挙げてこの運営をどうしていくのかということ真剣に考えていただかなければ、この経営も大変であるということがございますし、もう一つ、山村研修センターについては社会教育施設であるという、そういったとらえ方も一方ではできるわけであって、そういった意味では、今回、公募によらずに自治法に合わせて準公共団体ということで、商工会についてはこういう形で私どもも契約をしたいということで申し上げているのでありますけれども、もちろん、これから倫理条例等々が議会の中でも議論して出てくるとするならば、先ほど総務部長が答弁いたしましたとおり、その施行によっては、これは早急に契約の問題あるいは代表者がどうなるのかという問題を含めて、しっかりとやはり我々も対応していかなければならない、このように考えている次第であります。

議長（山居忠彰君） 齊藤議員。

18番（齊藤 昇君） 私は、この問題については、賛成はしますけれども、積極的な賛成というふうにはいかないと思うのです。これからの検討課題もございますし、それから日向温泉の問題も結局は、今度の一般質問でも取り上げているはまなす財団からの報告書も出ておりますけれども、ここの責任者だって丹議員ですよ。これは本人だってやりづらいらろうし、いわば組合長と結んでいるから。だけど、前の一般質問で明らかになったけれども、その責任者は丹議員ですよ。

だから、こういうことなんかもやはり私は整理をしていく必要があるのではないかということをお願いしてきたわけだし、そういうこともこれからもぜひ市のほうでも検討しながら進めたいということをお願いして、この議案には消極的な賛成としたいと思います。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

（菅原清一郎君着席）

議長（山居忠彰君） 次に、日程第6、議案第113号 平成22年度士別市一般会計補正予算（第11号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） ただいま議題となりました議案第113号 平成22年度士別市一般

会計補正予算（第11号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回、歳出予算に追加いたしますのは衛生費で、国は、新たに公的予防接種の対象とすべき疾病ワクチンを含め、今後のあり方全般について検討を行ってきたところではありますが、WHOの勧告などもあり、子宮頸がん、細菌性髄膜炎、小児用肺炎球菌の予防接種法上の定期接種化に向けた検討を行うこととしたところでもあります。

これを踏まえ、国は第1次補正予算によりワクチン接種に対する助成措置を講じたもので、子宮頸がんは中学1年生から高校1年生の女子に3回接種、細菌性髄膜炎、いわゆるヒブワクチンと小児用肺炎球菌については、ゼロ歳から4歳の乳幼児に1回から3回といたしたところでもあります。

このため、本市においても早期のワクチン接種に対応するため、国の補助による事業費2,438万1,000円を計上するとともに、国の助成事業が年度途中からの実施となったことから、同年代の子供や乳幼児が平等に接種を受けられないケースや、既に自己負担により接種を受けた場合など、国の助成に該当しない子供について独自の助成策を講じることとし、222万2,000円のほか、事務費を合わせて全体事業費2,665万3,000円を計上いたしました。

次に、農林水産業費では、農畜産物処理加工施設において、急速冷凍庫4基のうち2基が経年による機能低下状態にあり、早急に品質管理の改善を図る必要があることから、改修工事費2,289万円を計上いたしました。

なお、これらに要する財源といたしましては、道支出金のほか繰越金をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、昨年に引き続き天候不順による農作物の減収から農家経営に大きな影響が及んでいる状況を踏まえ、被害を受けた農家の経営安定を図るための対策として、農協が被災農家に農業経営緊急支援資金として融資する資金の利子について、市と農協で2分の1ずつ助成することとしたところではありますが、実際の支援については、融資金の償還が明年度以降になることから、本年度においては債務負担行為による措置を講じたところでもあります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池議員。

11番（小池浩美君） 決算委員会のときに私はこのことについて質問しましたが、これが現実になって本当にうれしいと思っておりますが、そのときの御答弁では、国の助成が決まったらこの全額助成を23年度から実施したいという御答弁があったのですが、今回、補正がこうやって上がってきてもう22年度中から取り組むということですが、非常に忙しいというか、早急に取り組まなければならないのではないかなと思うのです。完全に皆さんに周知するという作業は大変だと思うのですが、どのような方法で周知徹底をされていくのかお知らせ

いただきたいということと、これは22年度、23年度の期間なんです、24年度の国の方向性というのはどんなようなものなのかも教えていただけたらと思います。

議長（山居忠彰君） 都保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（都 研司君） お答えします。

まず1つ目の御質問ですが、非常にタイトなタイムスケジュールで今動かなければならないというような状況となっております。今議会で議決をいただきましたら、早急に対象者全員に郵送により通知をいたします。それにより、まず漏れは出てこないかなということで今考えているところでございます。

それからもう一つの御質問ですが、この事業は、国では15カ月事業といいまして、来年1月から23年度12カ月の15カ月というような事業になってございます。その後、24年度についてはというような御質問でございますが、まだこれははっきりした情報ではないのですが、将来的にはこの部分は非常に重要なワクチン接種だというような考えも国では持っておられるようで、24年度以降につきましては、一般的に言う定期接種、3種混合だとか定期で接種するワクチンのほうに移行になる可能性があるというような情報だけでございます。

以上です。

議長（山居忠彰君） ほかに御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第7、意見書案第36号 米価下落に歯どめをかける対策を求める意見書についてから意見書案第41号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書についてまで、以上6案件を一括議題に供します。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第36号から意見書案第41号までの6案件は原案のとおり可決されました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第8、調査第9号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

経済建設常任委員長から、会議規則第101条の規定により閉会中継続審査の申し出がありません。

経済建設常任委員長の説明を求めます。井上久嗣委員長。

経済建設常任委員長（井上久嗣君）（登壇） ただいま議題となりました調査第9号 経済建設常任委員会の閉会中継続審査について、その内容を御説明申し上げます。

経済建設常任委員会の所管事務のうち、特定事件として上土別地区国営農地再編整備事業について、土別市農畜産物処理加工施設について、土別南小学校の耐震改修工事について及び朝日地域交流センターについて調査研究しようとするものであります。

本委員会の付託事件として閉会中継続審査の承認をくださいますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山居忠彰君） 御異議なしと認めます。

よって、調査第9号は閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長（山居忠彰君） 次に、日程第9、議会改革検討特別委員会の閉会中継続審査についてを議題に供します。

議会改革検討特別委員長から、会議規則第101条の規定により閉会中継続審査の申し出がありません。

議会改革検討特別委員長の説明を求めます。神田壽昭委員長。

議会改革検討特別委員長（神田壽昭君）（登壇） ただいま議題となりました議会改革検討特別委員会の閉会中継続審査について、その提案理由を御説明申し上げます。

議会改革検討特別委員会に付託されました議会の活性化及び改革事項等の調査研究について、平成22年11月12日に第1回委員会を招集し、議会基本条例の制定に向けて取り組むこと、全委員から議会改革に関する提言等の提出を求めること、議会基本条例、議会改革事項及び特別委員会の運営等について議会改革に関する協議事項検討小委員会を設置し調査研究することなどを協議したところですが、議会の活性化及び改革事項等については更に十分検討する必要があることから、審査が終了するまで閉会中継続審査の承認をいただきますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（山居忠彰君） お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、付託案件の審査が終了するまで閉会中継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、議会改革検討特別委員会は、付託案件の審査が終了するまで閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

議長(山居忠彰君) 次に、日程第10、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。牧野市長。

市長(牧野勇司君)(登壇) ただいま議題となりました諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

平成23年3月31日をもって任期満了となります山崎 勇委員を、再度、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める次第であります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。(降壇)

議長(山居忠彰君) お諮りいたします。本案については、推薦に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は推薦同意と決定いたしました。

議長(山居忠彰君) 次に、日程第11、議案第114号 議員の派遣についてを議題に供します。

本案については提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山居忠彰君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

議長(山居忠彰君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成22年第4回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時51分閉会)